

沿岸広域振興局長告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年7月26日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桜峠平田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大字平田第7地割15番1地先から第6地割95番27地先まで	新	A 36.8～10.2 m	m 766.7
		B 79.0～14.7	212.8
	旧	A 36.8～10.2	766.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成28年7月26日から同年8月26日まで